

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年3月25日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ヴァレリー・ベルナル（Valérie Bernard）  
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A番  
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
UBS（Lux）ボンド・ファンド  
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル  
（UBS（Lux）Bond Fund-AUD）  
クラスP - d i s t 受益証券  
18億7,515万オーストラリア・ドル（約1,385億円）  
クラスP - a c c 受益証券  
39億7,026万オーストラリア・ドル（約2,933億円）  
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル  
（UBS（Lux）Bond Fund-EUR Flexible）  
クラスP - d i s t 受益証券  
11億2,064万ユーロ（約1,357億円）  
クラスP - a c c 受益証券  
17億980万ユーロ（約2,070億円）

UBS (Lux) ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

(UBS (Lux) Bond Fund-Full Cycle Asian Bond (USD))

クラスP - a c c 受益証券

7億9,780万アメリカ合衆国ドル(約860億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

(UBS (Lux) Bond Fund-Euro High Yield (EUR))

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

10億3,248万アメリカ合衆国ドル(約1,112億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

6億8,944万アメリカ合衆国ドル(約743億円)

クラスP - a c c 受益証券

16億8万ユーロ(約1,937億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

9億6,568万ユーロ(約1,169億円)

(注) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2020年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=73.88円、1ユーロ=121.08円、1米ドル=107.74円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月31日付をもって提出した有価証券届出書（2020年12月25日および2021年3月8日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、ファンドの設立地における目論見書が更新されたことから「投資方針」、「投資リスク」、「申込（販売）手続等」、「買戻し手続等」、「乗換え（スイッチング）」、「外国投資信託受益証券事務の概要」に関する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。

下線部は訂正部分を示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### （1）投資方針

##### <訂正前>

##### 投資方針

ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

##### 一般的な投資方針

（中略）

各サブ・ファンドは、付随的に、投資を行うすべての通貨で流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドは、投資対象を、市場、セクター、借り手、格付および企業に広範に分散することを徹底するため注意を払う。各サブ・ファンドは、かかる目的のため、個々のサブ・ファンドの投資方針に別途定められる場合を除き、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

##### 各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS（Lux）ボンド・ファンド - スイス・フラン

##### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

それぞれの基準通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるSBI® フォーリンAAA - BBB（TR）インデックスまたはブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不

要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク/リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

(中略)

#### UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

##### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは相対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。

投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

サブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジションを建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションおよびスワップ等金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドの純資産の平均デュレーションは当該時の市況に応じて0～4年の範囲内で機動的に調整される。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント(地域、セクター、格付)、通貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるために、異なる種類の裏付資産(特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数)のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBA

として取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブな為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てるが含まれる。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

基準通貨は、ユーロである。

## UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、アジア(日本を除く。)において主に発行され、派生商品を通じて金利リスクおよび信用リスクという点で経済および金融市場の景気循環に順応している、分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、中程度のリスク許容度を備えるべきである。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JACI)USDを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ユーロ建ての低格付のハイイールド債による分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド3%コンストレインド・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲートTR(CHFヘッジ)インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

(中略)

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、転換債券および欧州株式市場の成長による利益の分散型ポートフォリオへの投資を追求するものの、転換債券により付与される債券フロアが提供する一定水準の安全性の確保を希望する、リスクを認識している投資家に適している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるリフィニティブ・ユーロゾーン・コンバーティブル・ボンド・インデックス(EUR)を使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の転換債券、転換可能債券およびワラント連動債券に投資するこ

とおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(後略)

#### <訂正後>

##### 投資方針

ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

##### 一般的な投資方針

(中略)

各サブ・ファンドは、付随的に、投資を行うすべての通貨で流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドは、投資対象を、市場、セクター、借り手、格付および企業に広範に分散することを徹底するため注意を払う。各サブ・ファンドは、かかる目的のため、個々のサブ・ファンドの投資方針に別途定められる場合を除き、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

##### ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面(ESG)の要因を活用する能力(以下「サステナビリティ」という。)と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルーション・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらに強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

## サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

## サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

### 各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS(Lux)ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS(Lux)ボンド・ファンド - スイス・フラン

#### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

それぞれの基準通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるSBI®フォーリンAAA-BBB(TR)インデックスまたはブルームバーグAusBondコンポジット・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク/リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

(中略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

#### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参



照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング（相殺）することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。

投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

サブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジションを建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションおよびスワップ等々の金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント（地域、セクター、格付）、通貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるために、異なる種類の裏付資産（特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数）のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引（すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券（MBS））に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブな為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てるが含まれる。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

基準通貨は、ユーロである。

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、アジア(日本を除く。)において主に発行され、派生商品を通じて金利リスクおよび信用リスクという点で経済および金融市場の景気循環に順応している、分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、中程度のリスク許容度を備えるべきである。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JACI)USDを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ユーロ建ての低格付のハイイールド債による分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド3%コンストレインド・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

## UBS(Lux) ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグレゲートTR(CHFヘッジ)インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと

同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(中略)

ABS/MBSおよびCDOへの投資に伴う追加的なリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

(中略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド-コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、転換債券および欧州株式市場の成長による利益の分散型ポートフォリオへの投資を追求するものの、転換債券により付与される債券フロアが提供する一定水準の安全性の確保を希望する、リスクを認識している投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるリフィニティブ・ユーロゾーン・コンバーティブル・ボンド・インデックス(EUR)を使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の転換債券、転換可能債券およびワラント連動債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(後略)

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

一般的なりスク情報

リスクの注記

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なりスクの概要である。

- 偽造証券  
監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。
- 非流動性  
証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。
- ボラティリティ  
新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなることがある。
- 通貨の変動  
サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。
- 通貨流出の制限  
新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するため、多数の市場に投資する。
- 決済および保管リスク  
新興市場国の決済および保管システムは、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。
- 売買の制限  
新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過したために、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家の収益、資本および配当への参加に対し、制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努力する。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。
- 会計  
新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で、先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

以下のリスクは、特に、中華人民共和国(以下「PRC」という。)への投資に適用される。

#### 中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報

中国本土の債券市場は、銀行間債券市場と上場債券市場で構成されている。中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)は、店頭(以下「OTC」という。)市場として1997年に開設され、中国における債券取引全体の90%を占めている。同市場では、主に、国債、社債、国有銀行が発行する債券および中期債務証券が取引されている。中国本土の適用ある規制に従い、CIBMにおける直接投資を希望する海外機関投資家は、管轄機関における投資家の登録および口座開設について責任を負うオンショア決済代行機関を通じてこれを行うことができる。投資割当てに関する規制はない。

C I B Mは、現在、発展および国際化の段階にある。取引量が少ないことにより、市場ボラティリティが発生し、流動性が不足する可能性があるため、同市場で取引されている一部の債務証券の価格が大幅に変動する可能性がある。したがって、同市場に投資するサブ・ファンドは、流動性リスクおよび価格変動リスクにさらされ、中国本土の債券の取引により損失を被ることがある。特に、中国本土の債券の呼値スプレッドが広がることもあり、したがって、かかる投資対象の売却により、当該サブ・ファンドにおいて多額の取引コストおよび換金コストが生じる場合がある。また、サブ・ファンドは、決済プロセスおよび取引相手方の不履行に関連するリスクを負うこともある。サブ・ファンドが、その時点で適切な証券の受渡または支払いにより自らの義務を履行することができない取引相手方と取引を行う可能性がある。

C I B Mには、規制リスクもある。

ボンドコネクットのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンドコネクト(債券通)とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム(以下「ボンドコネクト」という。)である。ボンドコネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。)、上海清算所(以下「SCH」という。)、香港証券取引所(以下「HKEX」という。)および香港証券保管決済機関(以下「CMU」という。)により始動された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、CFETSまたは中国人民銀行(以下「PBC」という。)により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はPBCに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、CFETSに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンドコネクトによりC I B Mで債券の取引注文を出すことができる。HKEXおよびCFETSは、CFETSを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレーダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバーグなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド取引リンクを通じて、C I B Mで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをCFETSに送信する。CFETSは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー(マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。)に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、CFETSを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、CFETSにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンドコネクトを利用してC I B Mで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間における決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロスベースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局(以下「HKMA」という。)により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関(すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司)に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

## 資産の分別

ボンドコネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関（以下「CSD」という。）により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンドコネクトを利用して取引を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンドコネクトを利用して取得された債券は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

## 清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算参加者となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算参加者との間で当該取引の清算/決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算参加者の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算参加者との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンドコネクトの債券に関するCMUの義務は、清算参加者によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

## 規制リスク

ボンドコネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等はまだ実証されておらず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更（遡及適用される場合がある。）される可能性があるとともに、ボンドコネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンドコネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。マクロ経済政策の改革および変更（金融および財政政策に対するものなど）により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

## 外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト

(<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>) 上で確認することができる。

## UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分をその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資する、ファンド・オブ・ファンズの仕組みになっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行う投資信託に比べて、分散水準が高いこと(またはリスクの分散)にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象(投資先の投資信託)が厳しいリスク分散原則にも従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能になるので、個別の投資対象に固有のリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、ファンドの投資方針にできる限り従うことが求められる。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券への間接投資を行う。

既存の投資信託に投資する際、一定の手数料および費用(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用/顧問報酬、ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSの発行/買戻し手数料)が何重かで発生することがある。このような手数料および費用は、投資先の投資信託およびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ、または共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、これらの受益証券の買付または買戻しに対して請求されない。

既存の投資信託に投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

### 資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク

投資者は、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)および商業用不動産担保証券(CMBS)への投資が非常に複雑で、かつ透明性が低くなる可能性があることに留意すべきである。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合は自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合は担保である。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点からプール内の債権の貸主から完全に独立している事業体により発行される。原債権(利息、債権の返済および一切の予定外の返済を含む。)からの支払のキャッシュフローは、商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層構造に伴う種々のトランシェを含む。かかる仕組みにより、トランシェ間の返済および予定外の特別返済の順位が決定される。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換のオプションが良くなるか悪くなるかにより原債権に対する返済計画にない特定の支払が上昇または低下したときに、投資者の返済または再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに/または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。サブ・ファンドは平均して0年から30年の期間にわたり証券に投資する。

ABS/MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。サブ・ファンドは欧州経済地域のすべての加盟国およびスイスのABS/MBSに投資することができる。その他の国々への投資は、原証券がサブ・ファンドのガイドラインにおいて認められ、かつ当該証券がアドバイザーが課している調査に基づく基準を満たしている場合に検討される。

サブ・ファンドは認められた発行体により発行されるABS/MBSまたは類似の証券に投資する。ABS/MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

### 債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類資産担保証券、または投資先がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

(後略)



<訂正後>

（前略）

一般的なリスク情報

リスクの注記

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなることがある。

- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するため、多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過したために、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家の収益、資本および配当への参加に対し、制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努力する。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。

## - 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で、先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

## ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

以下のリスクは、特に、中華人民共和国(以下「PRC」という。)への投資に適用される。

### 中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報

中国本土の債券市場は、銀行間債券市場と上場債券市場で構成されている。中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)は、店頭(以下「OTC」という。)市場として1997年に開設され、中国における債券取引全体の90%を占めている。同市場では、主に、国債、社債、国有銀行が発行する債券および中期債務証券が取引されている。中国本土の適用ある規制に従い、CIBMにおける直接投資を希望する海外機関投資家は、管轄機関における投資家の登録および口座開設について責任を負うオンショア決済代行機関を通じてこれを行うことができる。投資割当てに関する規制はない。

CIBMは、現在、発展および国際化の段階にある。取引量が少ないことにより、市場ボラティリティが発生し、流動性が不足する可能性があるため、同市場で取引されている一部の債務証券の価格が大幅に変動する可能性がある。したがって、同市場に投資するサブ・ファンドは、流動性リスクおよび価格変動リスクにさらされ、中国本土の債券の取引により損失を被ることがある。特に、中国本土の債券の呼値スプレッドが広がることもあり、したがって、かかる投資対象の売却により、当該サブ・ファンドにおいて多額の取引コストおよび換金コストが生じる場合がある。また、サブ・ファンドは、決済プロセスおよび取引相手方の不履行に関連するリスクを負うこともある。サブ・ファンドが、その時点で適切な証券の受渡または支払いにより自らの義務を履行することができない取引相手方と取引を行う可能性がある。

CIBMには、規制リスクもある。

### ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンドコネクト(債券通)とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム(以下「ボンドコネクト」という。)である。ボンドコネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。)、上海清算所(以下「SCH」という。)、香港証券取引所(以下「HKEX」という。)および香港証券保管決済機関(以下「CMU」という。)により始動された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、CFETSまたは中国人民銀行(以下「PBC」という。)により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はPBCに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、CFETSに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンドコネクトによりCIBMで債券の取引注文を出すことができる。HKEXおよびCFETSは、CFETSを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレー

ダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバーグなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド取引リンクを通じて、CIBMで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをCFETSに送信する。CFETSは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー(マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。)に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、CFETSを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、CFETSにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間における決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロススペースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局(以下「HKMA」という。)により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関(すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司)に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

#### 資産の分別

ボンドコネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関(以下「CSD」という。)により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンドコネクトを利用して取引を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンドコネクトを利用して取得された債券は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

#### 清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算参加者となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算参加者との間で当該取引の清算/決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算参加者の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算参加者との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンドコネクトの債券に関するCMUの義務は、清算参加者によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

#### 規制リスク

ボンドコネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等ははまだ実証されておらず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更(遡及適用される場合がある。)される可能性があるとともに、ボンドコネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンドコネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。マクロ経済政策の改革および変更(金融および財政政策に対するものなど)により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

#### 外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト

(<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>)上で確認することができる。

#### UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分をその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資する、ファンド・オブ・ファンズの仕組みになっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行う投資信託に比べて、分散水準が高いこと(またはリスクの分散)にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象(投資先の投資信託)が厳しいリスク分散原則にも従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能になるので、個別の投資対象に固有のリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、ファンドの投資方針にできる限り従うことが求められる。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券への間接投資を行う。

既存の投資信託に投資する際、一定の手数料および費用(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用/顧問報酬、ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSの発行/買戻し手数料)が何重かで発生することがある。このような手数料および費用は、投資先の投資信託およびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ、または共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、これらの受益証券の買付または買戻しに対して請求されない。

既存の投資信託に投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

#### 資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク

投資者は、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)および商業用不動産担保証券(CMBS)への投資が非常に複雑で、かつ透明性が低くなる可能性があることに留意すべきである。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合は自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合は担保である。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および

経済的な観点からプール内の債権の貸主から完全に独立している事業体により発行される。原債権(利息、債権の返済および一切の予定外の返済を含む。)からの支払のキャッシュフローは、商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層構造に伴う種々のトランシェを含む。かかる仕組みにより、トランシェ間の返済および予定外の特別返済の順位が決定される。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換のオプションが良くなるか悪くなるかにより原債権に対する返済計画にない特定の支払が上昇または低下したときに、投資者の返済または再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに/または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。

ABS/MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。

ABS/MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類資産担保証券、または投資先がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

(後略)

## 第2 管理及び運営

<訂正前>

### 1 申込(販売)手続等

#### (1) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」における規定に従って決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、本書において別異に定められない限り、受益証券1口当たりの純資産価格に、受益証券の純資産総額の最大3%の発行手数料を加算した額に基づく。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

(中略)

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

(中略)

大量の買戻し請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、(不必要に遅れることなく)相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻し請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻し請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、管理会社の裁量により、投資者に現物による全部または一部の買戻しを申し出ることができる。

(中略)

## 3 乗換え(スイッチング)

### (1) 海外における乗換え

受益者は、いつでも、一サブ・ファンドから別のサブ・ファンドへまたは同一サブ・ファンド内の一クラス受益証券から別のクラス受益証券に乗換えることができる。受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が、乗換請求の提出にも適用される。

受益者が乗換えを希望するサブ・ファンドの受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラス受益証券が同一の基準通貨建てである場合、かかる係数は1となる。

- E 乗換えを行うサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の最大発行手数料に相当する最大乗換手数料が、販売代行会社により、請求されることがある。この場合、「海外における買戻手数料」に定める通り、買戻手数料は徴収されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および/または乗換え予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税が、受益者に対し請求される。

## (2) 日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

## <訂正後>

### 1 申込(販売)手続等

#### (1) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」における規定に従って決定される。

本書に別途記載されない限り、最大3%(UBS(Lux)ボンド・ファンド-コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)の場合は最大4%)の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される(もしくはこれに上乗せされる)か、または純資産価格に上乗せされることがあり、販売会社またはサブ・ファンドの受益証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。さらに詳細な情報については各項の目論見書(該当ある場合)を参照のこと。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行することができると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

（中略）

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

（中略）

大量の買戻し請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、（不必要に遅れることなく）相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻し請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻し請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の要求に応じて、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の受益証券の買戻しを投資者に申し出ることができる。

（中略）

## 3 乗換え（スイッチング）

### (1) 海外における乗換え

受益者は、いつでも、一サブ・ファンドから別のサブ・ファンドへまたは同一サブ・ファンド内の一クラス受益証券から別のクラス受益証券に乗換えることができる。受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が、乗換え請求の提出にも適用される。

受益者が乗換えを希望するサブ・ファンドの受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラス受益証券が同一の基準通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行うサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

最大発行手数料に相当する最大乗換手数料が、投資家の投資元本から控除（もしくは追加請求）されるか、または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売代行会社および/または金融取次機関に支払われる。この場合、「海外における買戻し手続等」に定める通り、買戻し手数料は徴収されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および/または乗換え予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税が、受益者に対し請求される。



## (2) 日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

## 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

### (1) ファンド証券の名義書換

#### <訂正前>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ、セニンガーベルグ、L-1748、ル・エメール通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

#### <訂正後>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ、ルードラング、L-3364、シャトー・デュー通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。